



伊万里市告示第16号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第5項第2号に規定する物件
及び当該物件に係る同項に規定する区域を次のように指定し、令和5年4月1日から施行
する。

指定した区域を表示した図面は、伊万里市建設農林水産部農山漁村整備課に備え置く。

令和5年3月2日

伊万里市長 深浦弘信



漁港名	所在地	区域	物件
波多津漁港	伊万里市波多津町辻	北防波堤C先端と波多津防波堤 先端を結んだ線、波多津東側イ の1物揚場南端と波多津西側口 の6物揚場南端を結んだ線及び 陸岸により囲まれた水域	船舶